

## 青森県自助・共助を基本とした防災条例案 新旧対照表(第2回→第3回)

項目	新(第3回検討会議)	旧(第2回検討会議)	主な変更点・理由
【前文】	全面的に見直し		・ 条例制定の理由を導くために見直し(事務局)
<過去の災害・災害リスク>	一方で、東日本大震災などの大規模災害や豪雨・豪雪などによる大きな被害をもたらしてきました	一方で、自然は地震、津波、大雨などの災害により、	・ 大規模災害リスク等を具体的に記載 ・ 三上委員の「大雪」を入れるべきという意見を受け「豪雪」を記載
第1条(目的)	県民等の主体的な防災活動を促進させ、	県民等の自発的な防災活動の促進を図り、	・ 主体的の方が適切と考え修正(事務局)
第2条(定義)(1)	法第2条第1号に規定する災害をいう。	法第2条第2号に規定する災害をいう。	・ 引用誤りの修正
第2条(定義)(2)	法第2条第2号に規定する防災をいう。	法第2条第3号に規定する防災をいう。	・ 引用誤りの修正
第2条(定義)(3)	防災支援団体 防災に関する支援活動を行う団体をいう。	災害支援団体 特定非営利活動法人その他の災害に関する支援活動を行う団体をいう。	・ 防災会議委員からの意見を踏まえ、予防に関しても連携することから「防災支援団体」に変更 ・ 防災会議委員からの意見により、様々な団体が連携する中で例示として特定の法人を例示しないこととした
第3条(基本理念)(1)	自分の命は自分で守ること。	自分の命は自分で守ることを最優先とすること。	・ より重要性を強調するため、修正(事務局)
第3条(基本理念)(2)・(3)	(2) 県民一人ひとりが自助及び共助の意識を持ち、他者の人格と個性を尊重して行動すること。 (3) 災害の発生を想定し、被害を最小限に抑え、迅速な回復を図ること。	(2) 災害の発生を想定し、被害を最小限に抑え、迅速な回復が図られることを基本とすること。 (3) 県民一人ひとりが自助及び共助の意識を持ち、並びに他者の人格と個性を尊重して災害時に行動できるようにすること。	・ 自助・共助に関することを上位に持ってくることとし、第3号と順序を入れ替え(事務局)
第3条(基本理念)(4)	県、市町村及び防災支援団体が相互に連携し、協力して取り組むこと。	県、市町村及び災害支援団体等が相互に連携し、及び協力して取り組むこと。	・ 「等」を削除(誤りの修正)(事務局)
第7条2項(防災知識の習得等)	～国、県、市町村及び法第2条第6号に定める指定地方公共機関が提供する防災に関する最新の情報を活用して、	～県、市町村その他関係機関が提供する防災に関する情報を活用して、～	・ 中里委員の「最新の情報を確認するとともに」と入れるべきという意見を受けて「最新の情報」とした他、情報の提供元を正確に記載
	～避難場所、避難所、避難経路、避難方法その他の安全の確保～	～避難場所、避難経路、避難方法その他の安全の確保～	・ 立岡委員の「避難所」も入れるべきという意見を受け追加
第8条(生活物資の備蓄等)	水、食料、救急用品その他の物資	水、食料、医薬品その他の物資	・ 防災会議委員の「医薬品」には医師が処方するものが含まれるとの意見を受け「救急用品」に修正
第10条 表題(災害を想定した事業者の対応等)	災害を想定した事業者の対応等	災害時の事業活動の継続等	・ 事業活動の継続が最優先ではないため、修正(事務局)

第10条第1項	事業者は、災害が発生した場合においても従業員の命を守り、事業活動を継続させつつ、必要に応じて災害支援に資する活動を行うことができるよう、水、食料、救急用品その他の災害時に従業員が必要とする物資を備蓄するとともに、消火、救助等に必要となる資機材の整備及び点検並びに当該資機材を活用した訓練を定期的実施するよう努めるものとする。	事業者は、災害の発生によっても事業活動を継続させるために必要な事前の準備をし、及び継続的に見直しを行うとともに、地域社会の一員として、防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1項と第2項の内容を組み替え「従業員の命を守ること」、「災害支援活動を行うこと」が重要であることから明記(事務局)</li> <li>北向委員の意見を受け「訓練」を追加</li> </ul>
第2項	事業者は、地域社会の一員として、防災に関する研修会、地域における防災訓練、防災ボランティア活動その他の防災に関する活動に積極的に協力するよう努めるものとする。	事業者は、災害時に従業員が必要とする水、食料、医薬品その他の物資を備蓄するとともに、消火、救助等に必要となる資機材を整備し、これらを定期的に点検するよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1項と第2項の内容を組み替え</li> </ul>
第3項	事業者は、従業員の消防団又は自主防災組織等の活動への参加にできる限り配慮し、環境整備に努めるものとする。	事業者は、従業員が消防団又は自主防災組織等の活動に参加することができるよう、環境整備に努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>小山内委員の「ソフト面での環境整備が必要」という意見を受け「できる限り配慮」を追加</li> </ul>
第11条 表題 (建築物の倒壊等による人的被害の防止等)	建築物の倒壊等による人的被害の防止等	建築物の倒壊の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>目的を「人的被害の防止」と明確化(事務局)</li> </ul>
第11条 第1項	倒壊等により人的被害が生じることのないよう、必要に応じ当該建築物の倒壊防止その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	必要に応じ耐震診断を行うとともに、その結果を踏まえ、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>人的被害の防止が目的であることを明確化するとともに、様々な倒壊防止策が想定されることから、具体的手段から一般的な記述とした(事務局)</li> </ul>
第11条 第2項	家具等(事業の用に供するものを含む。)の転倒、落下、飛散等による人的被害が生じることのないよう、必要に応じ当該家具等の転倒防止その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。	家具及び家財等について、あらかじめ、災害による転倒、落下、飛散等を防ぐ措置を講ずるよう努めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業用の家具も対象に含まれることを明示(事務局)</li> </ul>
第13条 第1項 (避難行動)	発令等があったときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて速やかに安全な場所に避難することとし	発令等があったときは速やかに避難することとし	<ul style="list-style-type: none"> <li>葛西委員の「要配慮者に支援を受けてもいいことを入れるべき」との意見を受け、「自主防災組織等の支援を受けて」を追加</li> <li>立岡委員、北向委員の「避難所に行くことだけが避難ではなく、安全な場所への避難もある」という意見を受け、「安全な場所」を追加</li> </ul>
第2項	自ら防災に関する正しい情報を収集し、必要に応じ地域住民に速やかに伝達するとともに、避難を要すると判断したときは、自ら又は自主防災組織等の支援を受けて自主的に安全な場所に避難する。	自ら防災に関する情報の収集に努め、避難を要すると判断したときは、自主的に避難する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1項と同様の追加</li> <li>北向委員の「正しい情報を得て」など強い表現を入れるべき、「正確な情報を必要に応じて地域で共有し、避難行動につなげるべき」という意見を受け「正しい(情報)」、「必要に応じ地域住民に速やかに伝達する」を追加</li> </ul>
第3項	自主防災組織等は、～地域における正しい情報を収集し、地域住民に速やかに伝達するとともに、避難の誘導、初期消火～	自主防災組織等は、～地域における情報の収集及び伝達、避難の誘導、消火～	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2項と同様の追加</li> <li>防災会議委員から「総務省消防庁の自主防災組織についての資料から、「初期消火」が適切との意見を受け修正</li> </ul>

第14条 表題 (避難所等における生活環境の確保)	避難所等における生活環境の確保	避難所における生活環境の確保	下欄参照
第14条	県民及び自主防災組織等は、防災支援団体と連携して主体的に避難所その他の一定期間生活を送る場所(以下「避難所等」という。)の運営に携わる～	県民及び自主防災組織等は、主体的に避難所の運営に携わる～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小山内委員、北向委員、葛西委員からの「避難先は避難所だけではない」との意見を受け「避難所等」として定義</li> <li>・ 防災支援団体との連携が必要なことから明記(事務局)</li> </ul>
第15条(防災活動の促進に関する県の施策)(1)	県民が防災に関する正しい知識及び技能習得のための研修等の実施及び県民の防災活動を促進させるために必要な人材の育成	防災に関する正しい知識及び技能の習得のための県民への研修等の実施及び促進並びに防災活動の促進のために必要な人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災会議委員から、わかりにくいとの意見があったことを受け修正</li> </ul>
第15条(6)	消防団及び自主防災組織等の活動に関する事業者の理解促進	消防団及び自主防災組織等の活動に関する事業者への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的は事業者の理解を促進させることであることから修正(事務局)</li> </ul>
第15条(7)	建築物の倒壊及び家具等の転倒による人的被害の防止に関する県民、事業者への普及啓発及び対策の促進	建築物の倒壊及び家具等の転倒防止に関する県民、事業者への普及啓発及び対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目的を「人的被害の防止」と明確化(事務局)</li> </ul>
第15条(10)	要支援者の避難支援の円滑な実施に向けた市町村、自主防災組織等への必要な支援	避難行動要支援者の避難支援の円滑な実施に向けた市町村、事業者及び関係機関等への必要な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第12条で避難行動要支援者の略称「要支援者」を定義していることから修正</li> <li>・ 避難行動要支援者の避難支援を実施するのは市町村及び自主防災組織等であることから修正(事務局)</li> </ul>
第16条 表題 (ウィーク)	防災ウィーク	防災啓発週間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度から設定している「防災ウィーク」という名称を明示(事務局)</li> </ul>
第2項	県民等は、前項の期間中の取組を通じて	県民は、前項の期間中の取組を通じて	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「等」の追加(誤りの修正)(事務局)</li> </ul>